

焼却施設解体システム

解体工事の概要

①事前調査

解体施設の汚染状況を調査し、解体作業管理区域を決定します。

②汚染物の除去

解体管理区域に適合した保護具等および施工方法で汚染物を除去します。

③施設の解体

汚染物除去結果を確認した後、焼却施設の解体を行ないます。

④廃棄物の処分

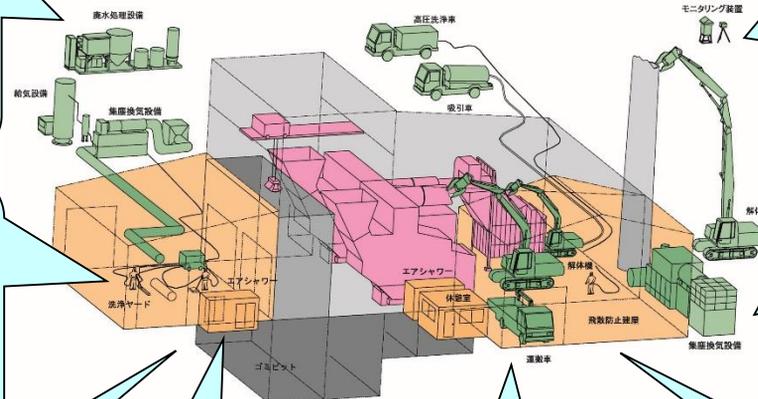
汚染物を除去した解体廃棄物は分別し、可能な限りリサイクルします。

⑤ダイオキシン類汚染物の無害化処理

高濃度ダイオキシン類汚染物は、現地での無害化処理が求められる場合があります。



廃水処理設備



モニタリング設備



化学防護服



集塵換気設備



飛散防止建屋



エアシャワー



除染状況



除染後の溶断状況

解体技術のポイント

ポイントー1 周辺住民への説明と同意形成

周辺住民の皆様に対して、情報公開をしながら工事を行うことができます。

ポイントー2 周辺環境への拡散拡散防止

作業場所は飛散防止建屋で囲い、集塵換気設備で空気を完全に浄化してから排出します。また、必要に応じて周辺環境モニタリングを実施します。

ポイントー3 作業員へのばく露防止

管理区域、ダイオキシン類濃度および粉じん濃度に応じた保護具を使用します。

ポイントー4 汚染水の浄化処理

洗浄排水中のダイオキシン類および重金属は、①キレート処理、②凝集沈殿処理、③ろ過・活性炭処理により取り除きます。

ポイントー5 ダイオキシン類汚染物の現地無害化処理

「ジオメルト工法」「熱脱着工法」により現地での無害化処理が可能です。

適用事例



橋本市産廃焼却施設解体



A社（横浜市）焼却施設解体



広島県熊野町焼却施設解体



B社（大阪市）焼却施設解体